

業 務 設 計 書 (仕 様 書)

事 業 年 度	令和 7～12 年度		
業 務 名	美里町立小学校教育用 I C T機器賃貸借業務		設 計 書
業 務 場 所	遠田 郡 美里 町 牛飼字清水江 2 2 0 番地 ほか		
履 行 期 間	令和 7 年 9 月 1 日 ～ 令和 12 年 8 月 31 日 1826 日間		

業 務 概 要	
別記「美里町立小学校教育用 I C T機器賃貸借業務仕様書」のとおり	

委 託 費			
一金	円	業 務 価 格	円
		消費税及び地方消費税に相当する額	円

実 施 理 由 又 は 変 更 理 由
美里町内の各小学校（小牛田小学校、不動堂小学校、北浦小学校、中埴小学校、青生小学校、南郷小学校）において、教育等で使用するパソコン、電子黒板等のICT機器を賃借するものである。

実 施 方 法 そ の 他
別記「美里町立小学校教育用 I C T機器賃貸借業務仕様書」のとおり

設 計 内 訳 書

業務名	美里町立小学校教育用 I C T機器賃貸借業務					事業区分 事業区分	
事業区分・工種・種別・細別		規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要
①ICT機器費			式	1			1式内訳表 第1号
②ソフトウェア導入費			式	1			1式内訳表 第2号
③設定等費用			式	1			1式内訳表 第3号
業務費合計(消費税含まない)							
消費税及び地方消費税に相当する額							10%
業務費合計(消費税含む)							

1 式 内 訳 表

					単価使用年月 歩掛適用年月 歩掛調整係数			
第 1 号	①ICT機器費		単位	式	割戻数量	1	単価	
事業区分・工種・種別・細別			単位	数量	単価	金額	摘要	
ノートパソコン			台	142				
マウス			台	142				
ポータブルDVDドライブ			台	12				
プロジェクター			台	6				
モバイルスクリーン			個	6				
画像転送装置			台	12				
電子黒板			台	65				
電源タップ			個	65				
合計								

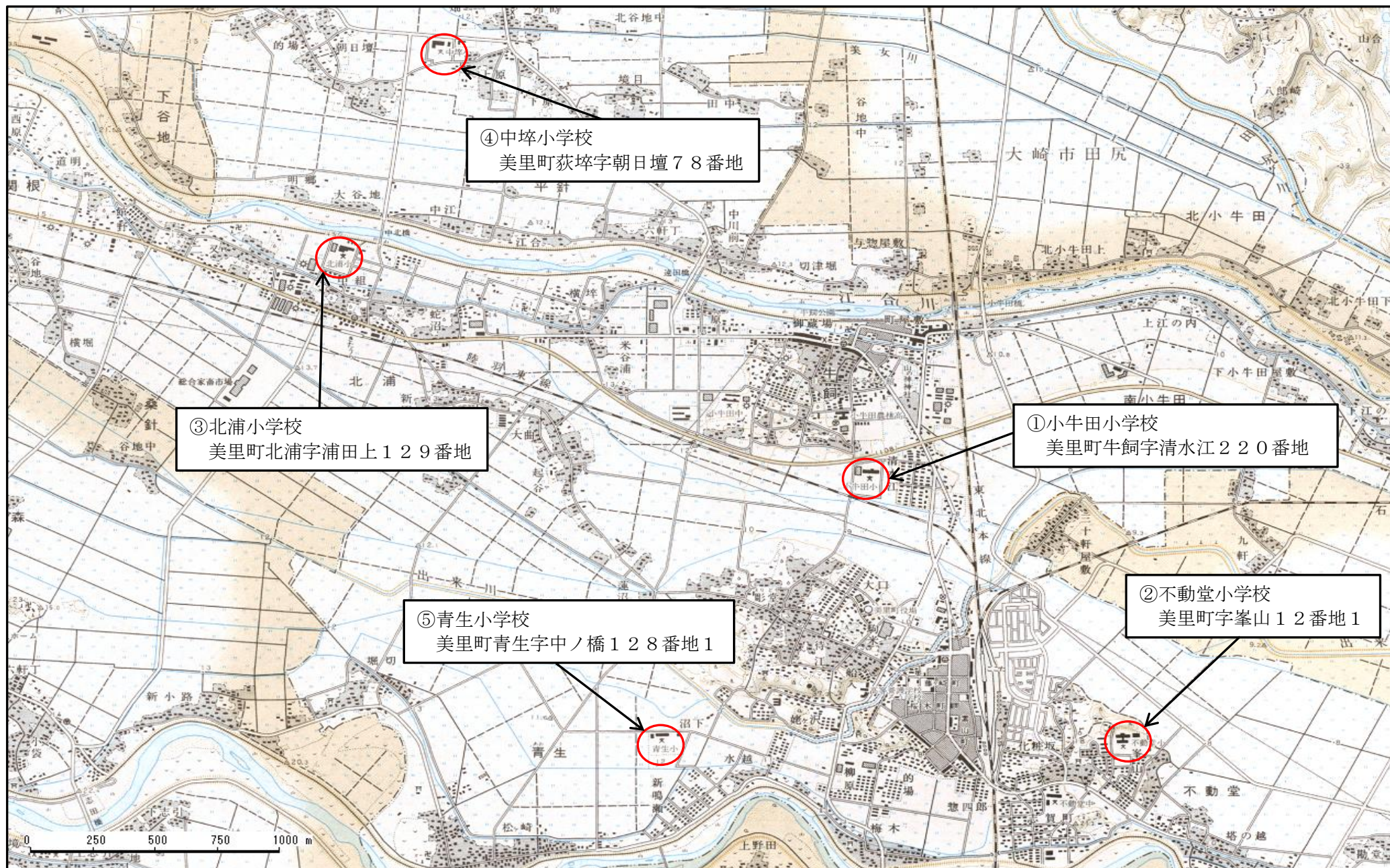
1 式 内 訳 表

					単価使用年月 歩掛適用年月 歩掛調整係数				
第 2 号	②ソフトウェア導入費			単位	式	割戻数量	1	単価	
事業区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
クライアントアクセスライセンス			別記「仕様書」のとおり	式	142				
オフィスソフト			別記「仕様書」のとおり	式	710			142ライセンス×5年	
動画編集ソフト			別記「仕様書」のとおり	式	6				
ホームページ編集ソフト			別記「仕様書」のとおり	式	6				
合計									

1 式 内 訳 表

					単価使用年月 歩掛適用年月 歩掛調整係数				
第 3 号	③設定等費用			単位	式	割戻数量	1	単価	
事業区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
プロジェクト管理・ドキュメント作成費			別記「仕様書」のとおり	式	1				
機器設置・設定費			別記「仕様書」のとおり	式	1				
研修会費			別記「仕様書」のとおり	式	6				
データ消去費			別記「仕様書」のとおり	式	1				
諸経費			別記「仕様書」のとおり	式	1				
合計									

業務場所位置図（小牛田地区）



業務場所位置図（南郷地区）



美里町立小学校教育用ICT機器貸借業務仕様書

1. 目的

美里町内の各小学校（小牛田小学校、不動堂小学校、北浦小学校、中埴小学校、青生小学校、南郷小学校）において、教育等で使用するパソコン、電子黒板等のICT機器を貸借するものである。

2. 物品の数量

別紙「貸借機器等仕様書」のとおり

3. 業務場所

- (1) 遠田郡美里町牛飼字清水江 2 2 0 番地 (美里町立小牛田小学校)
- (2) 遠田郡美里町字峯山 1 2 番地 1 (美里町立不動堂小学校)
- (3) 遠田郡美里町北浦字浦田上 1 2 9 番地 (美里町立北浦小学校)
- (4) 遠田郡美里町荻埴字朝日壇 7 8 番地 (美里町立中埴小学校)
- (5) 遠田郡美里町青生字中ノ橋 1 2 8 番地 1 (美里町立青生小学校)
- (6) 遠田郡美里町木間塚字高田 5 番地 (美里町立南郷小学校)

4. 貸借期間

令和 7 年 9 月 1 日から令和 1 2 年 8 月 3 1 日まで (6 0 か月間)

5. 業務の内容

- (1) ユーザーアカウントは、校務用サーバー上で作成されたものを利用すること。
- (2) 基本的な設定内容は、既存機器の設定を踏襲すること。
- (3) 校務用・図書室用ノートパソコンは、アクセスポイントを利用し、無線によって校内LAN及びインターネットに接続すること。
- (4) ウイルス対策としてMicrosoft Defenderの設定を行うこと。
- (5) 業務ファイルの保存場所として、既存校務用ファイルサーバーを利用すること。
- (6) 電子黒板は設定後、各学校担当者に確認の上、指定場所へ設置（組立）すること。
- (7) 美里町で別途契約しているプリンター（複合機）のドライバーを納入するパソコン全台にインストールし、印刷できることを確認すること。
- (8) 共有端末として使用するノートパソコンに対し、VideoStudio Pro2023・ホームページビルダー22をインストールすること。
- (9) Microsoft365を納入するパソコン全台にインストールすること。
- (10) 機器納入後、美里町教育総務課に次の書類とそのデータを提出すること。

区分	種別	部数	備考
完成図書	機器一覧	2	
	ソフトウェア一覧	2	
	ライセンス情報一覧	2	
	機器環境設定表	2	
電子データ	上記完成図書一式	1	CD-ROM など

6. 機器等の仕様及び構成

- (1) 別紙の「貸借機器等仕様書」の条件を満たすものであること。
- (2) 別紙の「貸借機器等仕様書」で参考製品としているものについては、同等品(同程度以上の

品質、性能等を有する物品)での応札を認める。ただし、同等品であることの確認を発注者が行う必要があるため、同等品で応札するに当たっては、入札公告において示した日程で質問書を総務課入札契約係まで提出(※同等品欄に必要事項を記入し、カタログの写しを添付すること)し、その回答で同等品と認められること。

- (3) 別紙の「賃貸借機器等仕様書」で製品指定としているものについては同等品を不可とする。
- (4) 契約締結までに、指定している機器の生産が終了した場合は、後継機種と認められるもの、あるいは、ソフトウェアのバージョンが変更になった際は、機器及びほかのソフトウェアの動作に不具合が生じないものについて、承認を得てから納品すること。
- (5) 別紙の「賃貸借機器等仕様書」の機器及びソフトウェアについては、正常に動作するために必要な接続機器、必要な付属品、ソフトウェア等を含め、設置、設定、調整、接続環境等一式を含むものであること。なお、LAN配線は、既存配線の使用を可とするが、設置においてLANケーブル、電源タップ等が必要となった場合、軽微なものについては受注者の負担とする。
- (6) 有線ネットワークは、既設の情報コンセントを利用すること。
- (7) 本業務において納入した機器及びシステム並びにソフトウェアは、納入検査終了後から1年間はメーカー保証の有無に関わらず保守することとし、費用発生時については、都度、協議とする。

7. 機器の納入及び設置

- (1) 納入機器は、LAN構成の結線、ソフトウェアのインストールを含めて現場にて設置調整を行い、十分に動作確認をすること。
- (2) 設置機器にはその機器名が判別可能な表記をすること。
- (3) 本賃貸借契約終了後の機器の撤去及び運搬、データ消去費用を含めること。

8. 導入研修

電子黒板の操作について、各校1時間程度の導入研修を行うこと。

9. 契約金額の支払期日、支払方法等に関する事項

- (1) 契約金額の支払内訳
別表「支払内訳書」のとおりとする。
- (2) 契約金額の支払
 - ① 受注者は、業務履行月経過後、遅滞なく業務報告書を発注者に提出しなければならない。
 - ② 発注者は、前項の支払請求があったときは、請求書を受理した日から起算して、30日以内に支払わなければならない。
 - ③ 発注者が前項に規定する代金の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から完済に至るまで、履行期日時における政府契約の支払遅延防止法等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（履行期日時における率とする。以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算した遅延利息を受注者に支払う。
 - ④ 前項の規定により計算した遅延利息の額が百円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (3) 消費税及び地方消費税の算定
 - ① 消費税額及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額は、別表「支払内訳書」のとおりとする。
 - ② 法令の改正により、消費税等の税率に変更があった場合には、変更後の税率に従って消費税等の額を算定するものとする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、当該端数

は切り捨てるものとする。

10. 個人情報の取扱いに関する事項

個人情報の取扱い及び個人情報の漏えいに関しては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

11. 災害時等における緊急対応計画に関する事項

特になし

12. その他事項

(1) 本入札に当たっては、設定費用等を含む60か月分の総額（消費税及び地方消費税を除いた額）を入札書に記載すること。

(2) この仕様書に記載されていない事項については、相互協議の上決定する。

(3) 契約期間途中で、天災等のやむを得ない事情で納品が遅れる場合は、事実判明時点で速やかに発注者へ報告し、その後の対応について協議を行うこと。

別表

支 払 内 訳 書

(単位：円)

履 行 月	金 額	消費税及び 地方消費税	計	備 考
令和7年9月	円	円	円	
令和7年10月	円	円	円	
令和7年11月	円	円	円	
令和7年12月	円	円	円	
令和8年1月	円	円	円	
令和8年2月	円	円	円	
令和8年3月	円	円	円	
合 計	円	円	円	

別表

支 払 内 訳 書

(単位：円)

履 行 月	金 額	消費税及び 地方消費税	計	備 考
令和8年4月	円	円	円	
令和8年5月	円	円	円	
令和8年6月	円	円	円	
令和8年7月	円	円	円	
令和8年8月	円	円	円	
令和8年9月	円	円	円	
令和8年10月	円	円	円	
令和8年11月	円	円	円	
令和8年12月	円	円	円	
令和9年1月	円	円	円	
令和9年2月	円	円	円	
令和9年3月	円	円	円	
合 計	円	円	円	

別表

支 払 内 訳 書

(単位：円)

履 行 月	金 額	消費税及び 地方消費税	計	備 考
令和9年4月	円	円	円	
令和9年5月	円	円	円	
令和9年6月	円	円	円	
令和9年7月	円	円	円	
令和9年8月	円	円	円	
令和9年9月	円	円	円	
令和9年10月	円	円	円	
令和9年11月	円	円	円	
令和9年12月	円	円	円	
令和10年1月	円	円	円	
令和10年2月	円	円	円	
令和10年3月	円	円	円	
合 計	円	円	円	

別表

支 払 内 訳 書

(単位：円)

履 行 月	金 額	消費税及び 地方消費税	計	備 考
令和 10 年 4 月	円	円	円	
令和 10 年 5 月	円	円	円	
令和 10 年 6 月	円	円	円	
令和 10 年 7 月	円	円	円	
令和 10 年 8 月	円	円	円	
令和 10 年 9 月	円	円	円	
令和 10 年 10 月	円	円	円	
令和 10 年 11 月	円	円	円	
令和 10 年 12 月	円	円	円	
令和 11 年 1 月	円	円	円	
令和 11 年 2 月	円	円	円	
令和 11 年 3 月	円	円	円	
合 計	円	円	円	

別表

支 払 内 訳 書

(単位：円)

履 行 月	金 額	消費税及び 地方消費税	計	備 考
令和 11 年 4 月	円	円	円	
令和 11 年 5 月	円	円	円	
令和 11 年 6 月	円	円	円	
令和 11 年 7 月	円	円	円	
令和 11 年 8 月	円	円	円	
令和 11 年 9 月	円	円	円	
令和 11 年 10 月	円	円	円	
令和 11 年 11 月	円	円	円	
令和 11 年 12 月	円	円	円	
令和 12 年 1 月	円	円	円	
令和 12 年 2 月	円	円	円	
令和 12 年 3 月	円	円	円	
合 計	円	円	円	

別表

支 払 内 訳 書

(単位：円)

履 行 月	金 額	消費税及び 地方消費税	計	備 考
令和 12 年 4 月	円	円	円	
令和 12 年 5 月	円	円	円	
令和 12 年 6 月	円	円	円	
令和 12 年 7 月	円	円	円	
令和 12 年 8 月	円	円	円	
合 計	円	円	円	

個人情報取扱特記事項

（基本事項）

第 1 条 この契約により、発注者から本件業務の委託を受けた受注者は、本件業務を行うに当たり、個人情報の取扱いについては、以下の条項（以下、「特記事項」という。）によるものとする。

（個人情報の取扱い）

第 2 条 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本件業務を履行するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 受注者は、あらかじめ個人情報の取扱いに関する具体的な行動指針を発注者に通知し、その承諾を得なければならない。

3 受注者は、発注者に対し、個人情報の取扱いに係る責任者及び本件業務に関して個人情報を取り扱う者を通知しなければならない。（秘密の保持及び資料転用の禁止）

第 3 条 受注者は、個人情報の保護に関する法律等の関係法令及び特記事項を遵守し、業務の実施に関して知り得た事項は、契約期間のみならず、契約終了後においても漏らしてはならない。

2 受注者は、業務に関する全ての情報を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者（再委託先を除く。）に提供してはならない。

3 受注者は、発注者から指示又は許可された場合を除き、業務情報を複写又は複製してはならない。また、指示又は許可を受けた場合であっても、業務終了後返還するものとする。

（収集の制限）

第 4 条 受注者は、本契約に基づく業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（個人情報の記録媒体の引渡し及び移送）

第 5 条 発注者受注者間における個人情報の記録媒体の引渡しについては、その場所及び担当者を特定して行うものとする。

2 記録媒体の移送は、封緘、施錠等の発注者が定める基準に合致した安全で確実な方法により行うものとする。

（安全管理措置）

第 6 条 受注者は、個人情報の記録媒体を施錠可能な場所に保管し、又は情報システム内

で識別情報（ＩＤ、パスワード等）を設定し、管理する。

2 受注者は、個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、盗難、改ざん、漏えい等の危険に対し、安全管理措置を講じる。

3 受注者が前項に定める安全管理措置を講じる場合において、発注者が、その具体的内容を特に指定しようとするときは、発注者及び受注者は、協議を行うものとする。

（個人情報の記録媒体の返還）

第7条 受注者は、本契約に基づく業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が含まれる記録媒体は、本契約の終了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第8条 受注者は、本契約に基づく業務に従事している者に対して、在職中及びその職を退いた後においても、本契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は業務の目的以外の目的に使用してはならないこと等、個人情報保護の趣旨及び内容を周知させ、個人情報等の保護が徹底されるように指導しなければならない。

（立入検査及び調査）

第9条 発注者は、個人情報の管理状況について随時に立入検査又は調査をし、受注者に対して必要な報告を求め、又は業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

（個人情報漏えい等に関わる対応）

第10条 受注者において、個人情報の漏えい、紛失等（以下「漏えい等」という。）の事故が発生した場合は、受注者は発注者に対し、直ちに、漏えい等の発生の日時、内容その他詳細事項について報告しなければならない。

2 前項の場合、受注者は、直ちに漏えい等の原因の調査に着手するものとし、発注者に対し、速やかに調査の結果を報告するものとする。前項の報告並びに本項の調査及び報告は、受注者の費用負担で行うものとする。

3 発注者が必要と認める場合には、前項の調査にかかわらず、発注者は、受注者の費用負担にて、漏えい等の原因究明を調査する会社等を選定し調査を依頼することができるものとし、受注者は当該会社等の調査に協力するものとする。

4 第1項の場合、受注者は、再発防止措置を策定の上、発注者に対し遅滞なくその内容を通知するものとする。なお、発注者が独自に再発防止措置を策定し、受注者に実施を求めた場合は、受注者は、その内容を遵守するものとする。

5 第1項の場合、受注者は、前各項に定めるほか、次に掲げる事項について発注者の指示に従った対応をとるものとする。

（1）初期対応への検討への協力及び実施

（2）行政機関又は警察への報告及び相談

(3) 報道機関への公表

(4) 顧客対応

(5) 被害拡大防止のための措置

(6) 再発防止措置の公表

(7) 社内処分の決定、公表等

- 6 発注者は、個人情報漏えい等の事故の発生にかかわらず、個人情報漏えい等の事故を防止する対策が必要と認めた場合には、受注者に対し、個人情報の管理に関する必要な措置、指導を行うことができるものとし、受注者はこれに従うものとする。

(再委託)

第11条 受注者は、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が委託者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。)に委託するときは、本契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(個人情報漏えい等に起因する契約解除等)

第12条 受注者は、業務の実施その他本契約に基づく義務の履行に関し、受注者の責に帰すべき事由により、個人情報漏えい等の事故が発生し、発注者に損害が生じた場合は、発注者は、何らの通知、催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 2 発注者が、前項の規定による契約解除により、損害を受けた場合、受注者は、当該損害につき賠償の責任を負うものとする。

- 3 受注者は、第1項の規定による契約解除により損害を受けた場合において、発注者に対し、その損害の賠償を請求することはできないものとする。